

尼崎市議会傍聴規則

昭和 37 年 10 月 23 日

議会規則第 1 号

改正 昭和 57 年 12 月 6 日議会規則第 1 号 平成元年 2 月 10 日議会規則第 1 号
平成 6 年 3 月 31 日議会規則第 2 号

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平 6 議会規則 2・一部改正)

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席、特別席及び新聞記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の入口で自己の住所及び氏名を傍聴人名簿に記入しなければならない。

(平 6 議会規則 2・一部改正)

(傍聴券の発行)

第 4 条 議長は、必要と認めるときは、傍聴券を発行することができる。
2 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は、会議を傍聴することができない。

(傍聴人の定員)

第 5 条 一般席に入る傍聴人の定員は、106 人とする。

(昭 57 議会規則 1・一部改正)

(議場への入場禁止)

第 6 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 次に掲げる者が会議を傍聴しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。

- (1) 児童
- (2) 児童又は乳幼児を伴っている者

(平元議会規則1・平6議会規則2・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静肅を旨とし、けん騒にわたる行為をしないこと。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(平6議会規則2・全改)

尼崎市議会傍聴規則

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

1 この規則は、昭和37年10月24日から施行する。

2 市会傍聴人取締規則(昭和22年6月28日決定)は、廃止する。

付 則(昭和57年12月6日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年2月10日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年3月31日議会規則第2号)

この規則は、平成6年度の最初に招集される議会の招集日から施行する。